

平成 22 年 6 月 22 日

株主の皆様へ

リズム時計工業株式会社

第 84 期期末配当について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の第 84 回定時株主総会において、第 84 期期末配当を実施することを決議し、平成 22 年 6 月 23 日より配当金のお支払を開始させていただきます。

今回の配当金は、全額「資本剰余金」を原資とすることから、「資本の払戻し」に該当し、「配当所得（みなし配当を含む）」にあたらない部分がございます。そのため、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等についてご説明させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が、「みなし配当」部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。他方、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、次ページ以降をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の証券会社又は最寄りの税務署若しくは税理士等にご相談いただきたくお願いいたします。

敬具

次ページ以降は、今回の配当金の税務上のお取扱い及び税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものではございますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きは、個々のご事情によって異なりますことから、全てを網羅するものではございません。

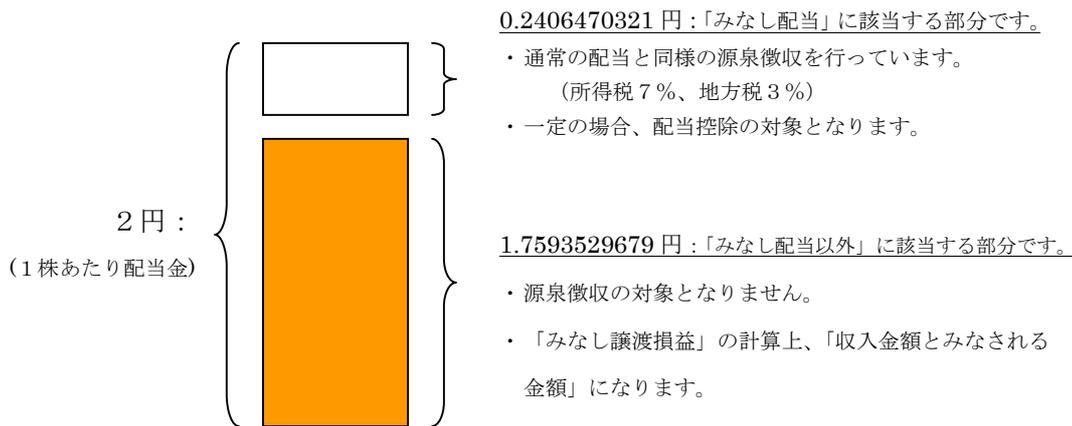
ご不明の点につきましては、株主の皆様の「取得価額の調整」に関する具体的なお照会であれば、お取引の証券会社又は最寄りの税務署若しくは税理士等に、税務申告等に関するお照会・ご相談であれば、最寄りの税務署又は税理士等に、それぞれご確認くださいませようお願い申し上げます。

このご説明は、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明資料になりますので、保管くださるようお願いいたします。

このご説明は当社ホームページ (<http://www.rhythm.co.jp>) 上にも掲載いたしております。

(1) 今回の配当金の所得区分について (所得税法 第24条、第25条)

- ◆ 今回の当社の資本剰余金を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金は、税法の規定に従い「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。「みなし配当」の部分については、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。また、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生します。
- ◆ これを具体的に示すと、次のようになります。」(1株の場合)



(2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法 第37条の10)

- ◆ 税法の規定に従い、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- ◆ 「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当します。算出方法は、次の通りです。

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$$

(注)

$$\text{①収入金額とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額(1株あたり0.2406470321円} \times \text{所有株式数)}$$

$$\text{②取得価額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合(0.008)}$$

- ◆ なお、具体的な税務上の取扱いについては、税務署や税理士等にご確認ください。

(3) 取得価額の取扱いについて (所得税法施行令 第 114 条第 1 項)

- ◆ 税法の規定により、株主の皆様のご当社の取得価額に調整が必要となります。
- ◆ 調整式は次の通りです。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{新しい取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} - \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{純資産減少割合} \\ \text{(0.008)} \end{array}} \right)$$

- ◆ 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様のご取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ◆ 特定口座をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合)	0.008 (小数点以下 3 位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる理由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成 22 年 6 月 22 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株あたりの金額	0.2406470321 円 (小数点以下 10 位未満切り捨て)

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 3 号に規定する割合)	0.008 (小数点以下 3 位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	252,445,324 円

以 上